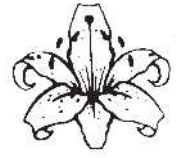


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和4年3月29日(火曜日) 号外第19号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話 横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市 鶴見区 矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話 横浜(〇四五)五七一三三〇八

目次	ページ
〇規則	
神奈川県立衛生看護専門学校条例施行規則の一部を改正する規則 (健康医療・医療課)	1
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (健康医療・生活衛生課)	3
神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (県土整備・建設リサイクル課)	3

〇告示	
事業活動温暖化対策指針の一部改正 (環境農政・環境計画課)	3
診療報酬の算定方法の診療報酬点数表に定めがある試験及び検査の手数料の額の一部改正 (健康医療・総務室)	4
保健福祉事務所において治療等を受ける者から徴収する治療料の額の一部改正 (健康医療・総務室)	4

規 則

神奈川県立衛生看護専門学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第36号

神奈川県立衛生看護専門学校条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立衛生看護専門学校条例施行規則(昭和53年神奈川県規則第96号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第一看護学科の項中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同表第二看護学科の項を削る。

第3条の表第一看護学科の項中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同表第二看護学科の項を削る。

第6条第1項中「、第一看護学科又は第二看護学科」を「又は看護学科」に、「、別表第2又は別表第3」を「又は別表第2」に改める。

第7条第2号中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同条第3号を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

助産師学科の授業科目、単位数及び時間数

授業科目	単位数	時間数
基礎助産学	6	120
助産学概論	1	15
基礎助産学Ⅰ	1	15
基礎助産学Ⅱ	1	15
基礎助産学Ⅲ	1	15
基礎助産学Ⅳ	1	30
基礎助産学Ⅴ	1	30
助産診断・技術学	12	315
助産診断・技術学Ⅰ	1	15
助産診断・技術学Ⅱ	1	15
助産診断・技術学Ⅲ	1	30

助産診断・技術学Ⅳ	1	30
助産診断・技術学Ⅴ	1	15
助産診断・技術学Ⅵ	1	30
助産診断・技術学Ⅶ	1	30
助産診断・技術学Ⅷ	1	30
助産診断・技術学Ⅸ	1	15
助産診断・技術学Ⅹ	1	45
助産診断・技術学Ⅺ	1	30
助産診断・技術学Ⅻ	1	30
地域母子保健	2	30
地域母子保健Ⅰ	1	15
地域母子保健Ⅱ	1	15
助産管理	2	30
助産管理Ⅰ	1	15
助産管理Ⅱ	1	15
臨地実習	11	495
助産学実習Ⅰ	1	45
助産学実習Ⅱ	3	135
助産学実習Ⅲ	4	180
助産学実習Ⅳ	1	45
助産学実習Ⅴ	1	45
助産学実習Ⅵ	1	45
合計	33	990

別表第2 (第6条関係)

看護学科の授業科目、単位数及び時間数

授業科目	単位数	時間数
ロジカルシンキングとクリティカルシンキング	1	30
医療情報リテラシー	1	30
看護と生化学	1	30
教育学	1	15
看護と外国語	1	30
生活者の理解とソーシャルマナー	1	30
発達心理学	1	15
看護と社会学	1	30
人間関係とコミュニケーションⅠ	1	30

この公報は再生紙を使用しています

	人間関係とコミュニケーションⅡ	1	15		成人看護学総論	1	30
	生命医療倫理学	1	30		成人看護方法論Ⅰ	1	15
	臨床心理学	1	30		成人看護方法論Ⅱ	1	30
	健康と運動	1	30		成人看護方法論Ⅲ	1	30
	現代日本と多文化の理解	1	15		成人看護方法論Ⅳ	1	15
	小計	14	360		成人看護方法論Ⅴ	1	30
専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	30	専門分野	老年看護学	3	90
	解剖生理学Ⅱ	1	30		老年看護学総論	1	30
	解剖生理学Ⅲ	1	30		老年看護方法論Ⅰ	1	30
	人体形態機能学	1	30		老年看護方法論Ⅱ	1	30
	微生物と感染症	1	30		小児看護学	3	75
	臨床栄養代謝学	1	30		小児看護学総論	1	30
	臨床薬理学	1	30		小児看護方法論Ⅰ	1	30
	病理学	1	30		小児看護方法論Ⅱ	1	15
	病態治療論Ⅰ	1	30		母性看護学	3	90
	病態治療論Ⅱ	1	30		母性看護学総論	1	30
	病態治療論Ⅲ	1	15		母性看護方法論Ⅰ	1	30
	病態治療論Ⅳ	1	30		母性看護方法論Ⅱ	1	30
	病態治療論Ⅴ	1	30		精神看護学	3	75
	病態治療論Ⅵ	1	15		精神看護学総論	1	30
	病態治療論Ⅶ	1	15		精神看護方法論Ⅰ	1	30
	病態治療論Ⅷ	1	15		精神看護方法論Ⅱ	1	15
	総合治療論	1	30		領域横断科目	6	90
	公衆衛生学	1	15		看護とコミュニケーション	1	15
	地域包括ケアシステム論	1	15		終末期と看護	1	15
	保健行動科学	1	15		ヘルスプロモーション看護論	1	15
	社会福祉活動論	1	15		看護臨床判断能力Ⅰ	1	15
	総合保健医療論	1	15		看護臨床判断能力Ⅱ	2	30
	地域保健学	1	15		看護の統合と実践	4	90
	看護関係法令	1	15		看護の統合と実践Ⅰ	1	15
	小計	24	555	看護の統合と実践Ⅱ	1	15	
	基礎看護学	13	330	看護の統合と実践Ⅲ	1	30	
	看護学総論Ⅰ	1	30	看護研究	1	30	
	看護学総論Ⅱ	1	15	臨地実習	23	945	
	看護技術論Ⅰ	1	30	基礎看護学	5	225	
	看護技術論Ⅱ	1	30	基礎看護実践論Ⅰ	1	45	
	看護技術論Ⅲ	1	30	基礎看護実践論Ⅱ	2	90	
	看護技術論Ⅳ	1	30	基礎看護実践論Ⅲ	2	90	
	看護技術論Ⅴ	1	15	地域・在宅看護論	2	90	
	看護技術論Ⅵ	1	30	地域・在宅看護実践論	2	90	
	看護技術論Ⅶ	1	30	成人看護学	2	90	
	看護技術論Ⅷ	1	30	成人看護実践論	2	90	
	看護技術論Ⅸ	1	15	老年看護学	2	90	
	看護技術論Ⅹ	1	30	老年看護実践論Ⅰ	1	45	
	看護技術論Ⅺ	1	15	老年看護実践論Ⅱ	1	45	
	地域・在宅看護論	5	90	小児看護学	2	90	
	地域・在宅看護総論Ⅰ	1	15	小児看護実践論	2	90	
	地域・在宅看護総論Ⅱ	1	15	母性看護学	2	90	
	地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	15	母性看護実践論	2	90	
	地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	15	精神看護学	2	90	
	地域・在宅看護方法論Ⅲ	1	30	精神看護実践論	2	90	
	成人看護学	6	150	成人・老年看護実習	3	90	

慢性期看護実習	3	90
看護の統合と実践	3	90
統合実習	3	90
小計	69	2,025
合計	107	2,940

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日に神奈川県立衛生看護専門学校の助産師学科又は第一看護学科に在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の日以後において、神奈川県立衛生看護専門学校の助産師学科又は看護学科に編入学し、転入学し、又は再入学した者に適用する授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、当該者の相当する学年の在学者に適用する授業科目、単位数及び時間数と同じ授業科目、単位数及び時間数とすることができる。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第37号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和30年神奈川県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)に規定する」を削り、「(以下「自動車において行う営業」を「及び臨時的な行事に付随して仮設の店舗において行う営業(以下「臨時営業」に改める。

第9条中「行う営業」の次に「及び臨時営業」を加える。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第38号

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成11年神奈川県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内」を「次に掲げる区域内」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により知事が指定した土砂災害警戒区域(土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊又は地滑りとして指定した土砂災害警戒区域内に土砂埋立区域が存する場合に限る。)

- (3) 前2号のほか、土砂埋立区域の立地条件からみて、当該土砂埋立区域内の土砂の崩壊又は流出が発生した場合に、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがある区域であつて、知事が別に定める区域

第7号様式の4(表)中

「土砂埋立行為の許可を受けようとする者
郵便番号
住 所
氏 名(法人にあつては、名称並
びに代表者の氏名及び印)」を

「土砂埋立行為の許可を受けようとする者
郵便番号
住 所
氏 名(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第7号様式の4の改正規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の2第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。)第9条第1項の許可の申請をする者について適用する。

3 施行日前に条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る条例第11条第1項の変更の許可の申請については、改正後の第8条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第156号

事業活動温暖化対策指針(平成21年神奈川県告示第550号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1の項中「すべて」を「全て」に改める。

3の項中「原油換算エネルギー使用量の算定等」を「使用した燃料等の量の原油の数量への換算等」に、「原油換算エネルギー

使用量の算定の」を「使用した燃料等の量の原油の数量への換算の」に改め、同項(1)を次のように改める。

(1) 使用した燃料等の量の原油の数量への換算

規則第2条第1号に規定する「知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条に規定する換算の方法の例により算定するものとする。

また、工場等のエネルギー使用量と対象自動車のエネルギー使用量は、それぞれ別に把握するものとする。

なお、事業者が実測等に基づく単位発熱量を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。

4の項(1)中「すべて」を「全て」に改め、同項(2)を次のように改める。

(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量(条例第11条第1項第2号)

規則第3条第3項に規定する「知事が別に定めるところにより算定したもの」については、エネルギー起源二酸化炭素の排出量(以下「排出量」という。)を算定する際、工場等の排出量と対象自動車の排出量は、それぞれ別に算定するものとする。

排出量は、燃料の使用、他人から供給された電気の使用及び他人から供給された熱の使用に伴って発生する排出量の合計の量とし、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第7条第1項第1号イ及びロに規定する方法の例により算定するものとする。

なお、事業者が実測等に基づく排出係数を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。

4の項(4)ア中「すべて」を「全て」に改め、同項(4)ウ(ア)中「別表第3」を「別表第1」に改め、同項(4)ウ(イ)中「別表第4」を「別表第2」に改め、同項(8)中「別表第3」を「別表第1」に改め、同項(9)中「4(2)ア」を「4(2)」に改める。

6の項(1)中「すべて」を「全て」に、「及び排出量原単位の算定は、4(2)アを準用するが、この場合、排出係数一覧表については、削減対策に取り組んだ効果を反映することができるように、基準年度に使用した排出係数一覧表を継続して使用するものとする」を「については、4(2)を準用して算定した排出量の合計量とする」に、「算定するものとする」を「算定した値とする」に、「4(2)アの」を「4(2)の」に改める。

7の項中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同項に(1)として次のように加える。

(1) 計画期間の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量及び排出量原単位(規則第5条第3項第5号)

計画期間の各年度における県内に設置している全ての工場等又は使用する全ての対象自動車に係る排出量の合計量については、最終年度以外の年度の排出量の合計量は当該年度を報告対象年度とする排出状況報告書に記載した排出量の合計量とし、最終年度の排出量の合計量は4(2)を準用して算定した排出量の合計量とする。

排出量原単位の値については、最終年度以外の年度の値は当該年度を報告対象年度とする排出状況報告書に記載した値とし、最終年度の値は最終年度の排出量原単位の指標値を使用して算定した値とする。

8の項(1)中「原油換算エネルギー使用量の算定、対象自動車の使用台数」を「使用した燃料等の量の原油の数量への換算」に改め、同項(2)中「4(8)」を「4(4)ウ」に改める。

9の項中「7(2)」を「7(3)」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3の業務部門の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、別表第3の産業部門の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「雨水の利用設備」を「雨水利用設備」に改め、別表第3を別表第1とし、別表第4を別表第2とする。

別紙を削る。

神奈川県告示第157号

診療報酬の算定方法の診療報酬点数表に定めがある試験及び検査の手数料の額(平成20年神奈川県告示第222号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

第1項第11号、第12号及び第14号中「990円」を「970円」に改め、同項第16号中「1,190円」を「1,160円」に改め、同項第17号中「1,450円」を「1,410円」に改め、同項第18号中「赤痢アーマ抗体半定量」の次に「赤痢アーマ抗原定性」を加え、同項第24号中「1,630円」を「1,590円」に改め、第4項の注のウ中「940円」を「910円」に改め、第5項第4号中「900円」を「870円」に改め、同項第5号中「1,180円」を「1,150円」に改め、同項の注のウ中「3,790円」を「3,680円」に改め、第6項第4号中「1,310円」を「1,280円」に改め、第7項第5号中「血中微生物検査」の次に「DNA含有赤血球計数検査」を加え、第10項第2号中「Bence Jones 蛋白定性(尿)」を削り、第13項第2号中「520円」を「550円」に改め、第14項第1号中「1,380円」を「1,470円」に改め、同項第2号中「1,560円」を「1,640円」に改め、同項第3号中「1,470円」を「1,560円」に改め、同項第4号中「1,860円」を「1,900円」に改め、同項第5号中「1,380円」を「1,470円」に改め、同項の注中「970円」を「1,050円」に改め、第15項第1号中「1,470円」を「1,560円」に改め、同項第2号中「1,900円」を「1,990円」に改め、同項第3号中「2,420円」を「2,510円」に改め、第16項第1号中「2,420円」を「2,600円」に改め、同項第2号中「1,760円」を「1,810円」に改め、第18項中「3,290円」を「3,460円」に改め、第19項第3号中「2,600円」を「2,520円」に改め、同項第4号中「1,680円」を「1,630円」に改め、第21項第1号中「300円」を「320円」に改める。

神奈川県告示第158号

保健福祉事務所において治療等を受ける者から徴収する治療料

の額（平成20年神奈川県告示第223号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1項第1号中「370円」を「390円」に改め、第3項中「260円」を「450円」に改め、第4項第2号中「290円」を「310円」に改め、同項第4号中「1,990円」を「2,010円」に改め、同項第7号イ中「360円」を「410円」に改め、第5項第2号中「1,340円」を「1,380円」に改め、同項第3号中「2,290円」を「2,340円」に改める。